

仮想通貨交換業者登録一覧

平成30年9月3日現在

- ・本一覧に記載された仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨は、当該仮想通貨交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。
- ・金融庁・財務局が、これらの仮想通貨の価値を保証したり、推奨するものではありません。仮想通貨は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。
- ・仮想通貨の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。

《仮想通貨を利用する際の注意点》

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。
- 仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。

【全業者数：16】

所管	登録番号	登録年月日	仮想通貨交換業者名	法人番号	郵便番号	本店等所在地	代表電話番号	取り扱う仮想通貨
関東財務局 【計13業者】	関東財務局長 第00001号	平成29年9月29日	株式会社マネーパートナーズ	6010401075907	106-6233	東京都港区六本木3-2-1	03-4540-3800	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00002号	平成29年9月29日	QUOINE株式会社	7010401115356	104-0031	東京都中央区京橋2-2-1	03-6261-6333	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 BCH(ビットコインキャッシュ)、QASH(キャッ シュ)、XRP(リップル)
	関東財務局長 第00003号	平成29年9月29日	株式会社bitFlyer	2011101068824	107-6208	東京都港区赤坂9-7-1	03-6435-5523	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 ETC(イーサリアムクラシック)、LTC(ライトコ イン)、BCH(ビットコインキャッシュ)、 MONA(モナコイン)、LSK(リスク)
	関東財務局長 第00004号	平成29年9月29日	ビットバンク株式会社	1010801024625	141-0031	東京都品川区西五反田7-20-9	03-6427-1520	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、MONA(モ ナコイン)、BCC(ビットコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00005号	平成29年9月29日	SBIバーチャル・カレンシーズ株式会社	9010401128059	106-0032	東京都港区六本木3-1-1	03-4577-4577	BTC(ビットコイン)、XRP(リップル)、BCH(ビッ トコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00006号	平成29年9月29日	GMOコイン株式会社	7011001113188	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1	03-6221-0219	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 BCH(ビットコインキャッシュ)、LTC(ライトコ イン)、XRP(リップル)
	関東財務局長 第00007号	平成29年9月29日	ビットトレード株式会社	3010401127116	108-0073	東京都港区三田2-11-15 三田川 崎ビル4階	03-6629-5547	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、MONA(モ ナコイン)、BCC(ビットコインキャッシュ)
	関東財務局長 第00008号	平成29年9月29日	BTCボックス株式会社	7020001104824	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町2-8-1 BRICK GATE 茅場町5階	03-5579-9730	BTC(ビットコイン)、BCH(ビットコインキャッ シュ)、ETH(イーサリアム)、LTC(ライトコ イン)
	関東財務局長 第00009号	平成29年9月29日	株式会社ビットポイントジャパン	6011001109930	106-6236	東京都港区六本木3-2-1	03-6303-0314	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、 XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、BCC(ビッ トコインキャッシュ)

所管	登録番号	登録年月日	仮想通貨交換業者名	法人番号	郵便番号	本店等所在地	代表電話番号	取り扱う仮想通貨
	関東財務局長 第00010号	平成29年12月1日	株式会社DMM Bitcoin	5010401128129	103-6010	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー10階	03-6262-3462	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)
	関東財務局長 第00011号	平成29年12月1日	株式会社ビットアルゴ取引所東京	8011001116594	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-2	03-3408-8406	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00012号	平成29年12月1日	Bitgate株式会社	8020001084891	231-0014	神奈川県横浜市中区常盤町2-1-1	045-226-5750	BTC(ビットコイン)
	関東財務局長 第00013号	平成29年12月26日	株式会社BITOCEAN	2010601046190	136-0076	東京都江東区南砂2-36-11 プライムタワー東陽町8F	03-6666-9037	BTC(ビットコイン)
近畿財務局 【計3業者】	近畿財務局長 第00001号	平成29年9月29日	株式会社フィスコ仮想通貨取引所	1120101054642	596-0004	大阪府岸和田市荒木町2-18-15	03-5774-2440	BTC(ビットコイン)、MONA(モナコイン)、FSCC(フィスココイン)、NCXC(ネクスコイン)、CICC(カイカコイン)、BCH(ビットコインキャッシュ)
	近畿財務局長 第00002号	平成29年9月29日	テックビューロ株式会社	1120001184556	550-0004	大阪府大阪市西区鞠本町1-5-18	06-6533-2230	BTC(ビットコイン)、MONA(モナコイン)、BCH(ビットコインキャッシュ)、XCP(カウンターパーティー)、ZAIF(ザイフ)、BCY(ビットクリスタル)、SJCX(ストレージコインエックス)、PEPECASH(ペベキャッシュ)、FSCC(フィスココイン)、CICC(カイカコイン)、NCXC(ネクスコイン)、Zen(ゼン)、XEM(ゼム(ネム))、ETH(イーサリアム)、CMS(コムサ)
	近畿財務局長 第00003号	平成29年12月1日	株式会社Xtheta	9120001205916	542-0081	大阪府大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル204号	06-6226-8628	BTC(ビットコイン)、ETH(イーサリアム)、BCH(ビットコインキャッシュ)、XRP(リップル)、LTC(ライトコイン)、ETC(イーサリアムクラシック)、XEM(ネム)、MONA(モナコイン)、XCP(カウンターパーティー)

※資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置により、平成29年4月1日より前に、現に仮想通貨交換業を行っていた者は、平成29年4月1日から起算して6月間に登録の申請をした場合は、その期間を経過した後も、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間、当該仮想通貨交換業を行うことができるとされています。
詳しくは、下記の条文をご参照ください。

■情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律62号）附則（抄）

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に仮想通貨交換業（第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第二条第七項に規定する仮想通貨交換業をいう。以下この条において同じ。）を行っている者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、当該仮想通貨交換業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により仮想通貨交換業を行うことができる場合においては、その者を仮想通貨交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。）とみなして、新資金決済法の規定を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消の日とみなす。